

# 担い手の確保の取組を強化するために当面講ずべき措置について

## 中間とりまとめにおいて提言をいただいていた事項

### 1. 長時間労働の是正

#### (1) 受発注者双方による適正な工期設定の推進

##### ①適正な工期設定に関する考え方（基準）の明確化

- ・中央建設業審議会において「工期に関する基準」を作成し、実施を勧告。

##### ②受注者による工期ダンピングの禁止

- ・受注者は請負契約を締結するに際して、天候その他やむを得ない事由により工事の施工が困難と見込まれる日数を考慮した上で、工事の準備期間、工事の種別ごとの工事着手の時期及び工事完成の時期などの工程の細目を明らかにして建設工事の「工期」を見積もり、請負代金のみならず工期も含まれる見積書を交付。
- ・工事の施工の日程及び時間帯の定めをするときは、その内容を契約書面に明記。

##### ③不当に短い工期による請負契約の禁止と違反した場合の注文者への勧告制度

- ・注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に照らして著しく短い工期による請負契約を締結してはならないこととし、違反した場合の勧告制度を創設。正当な理由がなく勧告に従わないときは、その旨を公表（一定金額に満たない請負契約を除く。）。必要に応じて報告又は資料の提出を求める（注文者が建設業者の場合は監督処分を行う。）。

#### (2) 施工時期等の平準化の推進

- ・施工時期等の平準化を公共工事の入札及び契約において公共発注者が取り組むべき事項として明確化。

### 2. 処遇改善

#### (1) 技能・経験にふさわしい処遇（給与）の実現

##### ①一定の工事において、注文者が請負人に対して一定の技能レベルを指定できる制度の創設

- ・当面、建設キャリアアップシステムの本運用後、能力評価制度等の普及状況などを踏まえ引き続き検討。

**②施工体制台帳に記載すべき事項に、作業員名簿（当該建設工事に従事する者の氏名）を追加**

- ・登録基幹技能者をはじめ現場で作業する技能者を施工体制台帳における記載事項とする。

**③建設工事を適正に実施するための知識及び技能等の向上**

- ・建設工事に従事する者は建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上に努めることとする。

**(2) 社会保険加入対策の一層の強化**

**①社会保険に未加入の建設企業は建設業の許可・更新を認めない仕組みの構築**

- ・下請の建設企業も含め社会保険加入を徹底するため、社会保険に未加入の建設企業は建設業の許可・更新を認めない仕組みを構築。

**②下請代金のうちの労務費相当分の現金払の徹底**

- ・下請代金のうち労務費相当分（社会保険料の本人負担分を含む）については、手形ではなく現金払が徹底されるよう規範を強化。

**3. 生産性向上**

**(1) 限られた人材の効率的な活用の促進**

**① 主任技術者配置要件合理化のための専門工事共同施工制度（仮称）の創設**

- ・上位専門工事企業で配置する主任技術者について、一定の指導監督的な実務の経験を有することといった要件を求める。
- ・制度の対象とする建設工事の規模について、下請代金の額を現行制度における主任技術者を専任で置く必要のない範囲内とするなど、一定の上限を設ける。
- ・本制度を用いて建設工事を施工しようとする旨等について、元請負人は注文者の承諾と下請建設業者の同意を得る。

**② 元請建設企業の技術者配置要件の合理化**

- ・若手技術者の技術力育成を図るため、監理技術者補佐（仮称）が専任配置されている場合には、一定の条件の下、当該工事の監理技術者について他の工事等との兼務を認める仕組みを創設。
- ・技術検定試験を学科と実地を加味した1次試験と2次試験に再編し、1次試験の合格者に監理技術者補佐（仮称）となることができる技士補（仮称）の資格を付与。

※監理技術者補佐（仮称）の要件は、2級技士を保有した1級技士補（仮称）を想定。

**(2) 仕事の効率化や手戻りの防止**

- ・受発注者双方が施工上のリスクに関する事前の情報共有を実施。

### **(3) 建設工事への工場製品の一層の活用に向けた環境整備**

- ・プレキャストなどの工場製品に起因して建設生産物に不具合が生じた場合において、工場製品製造者に対し原因究明、再発防止等を求めるための勧告ができる仕組みを構築。勧告に従わなかったときは、その旨を公表し、なお、正当な理由がなく勧告に係る措置をとらず、建設工事の適正な施工の確保が著しく阻害されている事実があると認めるときは、措置命令を実施。

### **(4) 重層下請構造の改善に向けた環境整備**

- ・専門工事共同施工制度（仮称）のほか、技能者の社員化、施工体制台帳や施工体系図による下請次数の見える化等、発生要因に応じた様々な施策を総合的に実施。

## **4. 地域建設業の持続性確保**

### **(1) 災害時やインフラ老朽化等に的確に対応できる入札制度の構築**

- ・災害発生時における公共発注者の責務の明確化について検討。

### **(2) 建設業許可制度の見直しによる地域建設業の持続性確保**

#### **①建設業許可基準における経營業務管理責任者の配置要件の見直し**

- ・経営層の高齢化が進む地域建設業の持続性の確保につなげるため、建設業の許可基準における経營業務管理責任者の要件について建設業に係る5年の経営経験については廃止するが、許可を受けようとする建設業に係る経營業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして一定の基準に適合していることを求める。

#### **②円滑な事業承継のための建設業許可における事前審査手続の整備**

- ・あらかじめ許可行政庁の認可等を受けることにより、事業承継の効力の発生日に自動的に権利義務を承継するような制度を検討。

## 中間とりまとめ以降の新規検討事項

### 1. 災害時における建設業者団体の責務について

- ・建設業者団体に対し、建設業者による災害復旧のための建設工事的確かつ円滑な実施のため、包括的な協定書の締結や災害時の連絡体制の確保等、災害時における公共との連携についても努力義務としてはどうか。

### 2. 個人事業主の事業承継時の許認可手続の簡素化について

- ・個人事業主の事業承継（主に相続）についても、中間とりまとめで提言を頂いた「円滑な事業承継のための建設業許可における事前審査手続の整備」と同様の制度を検討できないか。

※ただし、許可に係らしめている建設業者としての適格性は確実に確認する措置を講じる必要があるのではないか。

### 3. 下請建設業者の建設現場における建設業許可証掲示義務緩和について

- ・工事現場での許可証掲示を元請業者のみでよいことにするなど、工事現場における下請業者の建設業許可証掲示方法の緩和について検討できないか。

### 4. 下請建設業者による通報に対する保護規定の追加

- ・元請負人がその義務に違反した場合に、下請負人がその事実を許可権者等に知らせたことを理由として、請負金額の減額その他の不利益な取扱いをしてはならない旨の規定を検討できないか。